秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第四十八号

秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第二条の二） 第二章～第五章　略 附則	目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章～第五章　略 附則
（苦情への対応） 第二条　条例第一条に規定する救護施設等は、その行った処遇に関する条例第二条に規定する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。	（苦情への対応） 第二条　条例第一条に規定する救護施設等は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
（就業環境の整備） 第二条の二　条例第一条に規定する救護施設等は、条例第二条に規定する入所者等に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。	
（衛生管理等）	（衛生管理等）

第八条　略

２　救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二　当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三　当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

３　前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

（設備の基準）

第十一条　略

２　略

３　第三条第一項、第四項（第一号㈤及び第七号を除く。）及び第五項の規定は、更生施設の設備の基準について準用する。この場合において、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十四条第二項において準用する条例」と、同条第四項中「第十一条第三項」とあるのは「第十四条第一項」と、同条第五項中「第十一条第一項から第三項まで及び前各項」とあるのは「第十四条第一項並びに同条第二項において準用する条例第十一条第一項及び第二項並びに第十一条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第一項及び前項（第一号㈤及び第七号を除く。）」と読み替えるものとする。

第八条　略

２　救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（設備の基準）

第十一条　略

２　略

３　第三条第一項、第四項（第一号㈤及び第七号を除く。）及び第五項の規定は、更生施設の設備の基準について準用する。この場合において、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十四条第二項において準用する条例」と、同条第四項中「第十一条第三項」とあるのは「第十四条第一項」と、同条第五項中「第十一条第一項から第三項まで及び前各項」とあるのは「第十四条第一項並びに第十一条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第一項及び前項（第一号㈤及び第七号を除く。）」と読み替えるものとする。

附　則

１　この規則は、令和三年八月一日から施行する。

２　この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第八条第二項（同規則第十五条、第十九条及び第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。